### 戦争 について 「東巡撫李秉衡の

野 武

州を中心に大刀会反乱に拡大していたし、治安維持のた四)に至ってはドイツカトリックの山東進出によって、 入は治安維持力を減退させており、光緒二〇年(一八九 が存在していた。まず太平天国や捻軍による山東西南部流 日清戦争開戦以後の山東内部の情勢には多くの懸念事 項

はじめに

省財政の収支にも負荷をかけていた。

ムの中での地方行政の運営を

「弛緩」させ、

これら問題が 朝国家システ

対処が前提にあったため、

軍事

しかし当時の山東では、

やはり第一義的 への対応が

行政に付着する吏治腐敗といった問題は、

清

に組織された団練や緑営などの軍営維持の

治安維持のため

問題や、「国 また地方

的物流を担う漕運の機能障害と制度的弛緩、

あ れるが、 0 いった。 同時並行的に対処することが課題となっていたと考えら 日清戦争時にはこうした難題が省レベルで普遍化し、 特に負担を強いられていた問題が黄河の統治 か

いた。 的根幹を為していたと言える。 もたらしていたため、 道を変えて山東の大清河と結びつき、未曾有の洪 事業として、莫大な資金をもって対処が引き継が 八五五)に、 周知の通り、 これは日清戦争期にあっても依然として山東の 河南省蘭陽県銅瓦廂で決壊すると、 Щ 東の黄河は動乱期にあった咸豊五 山東では歴代山東巡撫の中でも主 水被害 従来の河 政 n 7 要

可能な人物が には日清戦 争 Щ 0 -日清戦争期、山東巡撫李秉衡の黄河統治について 161-

東巡 緒二〇年八 が李秉衡である 無に 据えられることとなっ 月 7(一八九四年 年九. 月一 た。 四 その 旦 に山 新任巡撫として光 東 赴任する

は巡 ると期待されての人事であったと考えられ、実質、李秉衡以外にも上述した諸問題に対して、適切な対処が可能であ 戦争時代には かで治安維持や治水 そ 撫赴任以後、 の李秉衡自身は、 兵站に配属され その期待に応えてゆく。 への対処 太平天国 を経 て評価 期に 験 してい を得てお 知県などを た人物で、 b, 歴任 戦争対 す 清仏 Ź 処 な

にお が必要であるも 題に対しては論攷が少なく、 L いて、 かし、 こうした事項を前 不可分となって現れてくるはずの のと考える。 その 提として掲げ 関連性に お うつつ 黄河統 1/2 て未だ検討 Ł 治の問 百 時 期

たの 李秉衡 施策がどのように位置づけられ う重要な転機を迎える時代に そこで本稿はこれら山東の諸 かを整 まず かにした 黄河に対する河工 Ú  $\exists$ 清 半 戦争開: 詩、 黄河! 始以 一策をい 後に山 河 工に るの おいて、 問題を前 かを論 お かように推 東巡撫として赴任し 11 て抱 当時 提に、 じて えて 0 みた 黄河統 進 延していっ 清 4 た問 61 戦 争と 治 た 題 7 0

0

下 n 1/2 ながらも かなる視点を帯びてい 秉 衡 が まずは光緒 61 か よう ったのか、 黄 河 年の 統 治 対応から具体的 を組 多くの先行研 織 そ 0 施 究 河

0

を明

6

連づ 策を整理し けて述べてみた て明らかにするとともに、 61 黄 河 河 工 0 統 治と関

#### 日清戦争時 の黄河

#### 黄河河工 の 再

えて、 的対処は完全に後手になってい 確認してゆくと、 さて、 河川が凍結する冬季にさしかか Щ 東赴任後 当時 0 儈 は巡撫交代とその 況から李秉衡 た。 つ 0 黄河! 後 ていたため 0 戦 河工 争対処に 0 対 加 を

津 下から章邱 段に対して、それぞれ河南考城県公界から壽張県 る。 として二分し、その下游の工段をさらに二分し、 までを「上游」とし、 L 韓家垣 まず、光緒二〇年一二月、 かしその間 「県属 海口までを 0 の傅薪 李秉衡は行政整備 十里鋪以下から利 茬 「下游」に区分した。 までを Ш 中 東流域 游、 0 面 津 Ť [から] 傅 海 0 薪 黄 河 行 荘 までを下 十里 動 以 0 河 Ť 工 L 单 7 0 工. 以 13

は済 道姚協 東道張 の工 に分けて会辨として、 賛を総辦に、 段には、 また、 Ĩ |達の総 候補 合わせて光緒 候 辨に帰した。 補道馬開 道クラスの人員を置き、 それぞれ無給 玉を会辨に配置 八年 さらに候 (一八九三) 補 で管理させ 道二員 上游 に を 中 に こるも

に常駐)で専責として命ずるものとした。置き、これら下游の河工は均しく常川駐工 駐工させるのは 会辦として充てたが、済東道が総局事務を兼ねながら長年 河道総督のもと設置されていた河防局を再整備した。 委員に済 中游河工に対しては候補道丁達意を督辦として 東道張上達を総辦、 困難であるとして、 候補道李希 その下に候補道李希杰 (担当する河川 杰、丁達意を

運司 万両 河工の予算編成を行った。これには光緒 ?の予算で対処するものとして決定した。 <sup>(1)</sup> 'の両庫に截留してある餉需銀一〇万両を充て、 司道各庫から銀五〇万両を籌撥 それぞれ八八万および九七万両を費やしていた点か 黄河河工の年間予算について、 (計画支出) 五年、 翌二一 年の黄 し、藩・ 一六年に 計六五 河

の管理体制を省行政に組み込むことにあった。 **逼迫するなかで経費を抑え、** る管理の 二一年に水災が発生する中で、これらの管理 目を光らせることにあったが、 かつ巡撫直接の判 戦時下に省財政が 断 黄河 組 織

これら対処の狙いは、

当然、

黄河管理や水害対処に対す

### 光緒二一年の水害対処

がどのように機能していったのかを確認したい。

二つの水害が発生してい 光 緒二二 年には後の河工策をめぐる上で転機をな る。 ひとつは正月に発生した

も北流し、

凌汛 る。 雪解け時の水害) による済陽県高家紙坊の水災

この凌汎

緊縮財

政

の下、

「節省経

費

(経

費節

陽県、 になっていた。

辨候補道丁達意の報によって、 た。 防のため常駐できずに、 よって防汛の委員が置かれず、 ただし 恵民県を経て徒駭河へ流れる被害となってしまっ 先に組織した上游総辦兗沂道姚協賛や下 対応の遅れから八十余丈の水が済 被害情況が把握できるよう 加えて上中下游の 人員 へも海

を

備 と失う被害となった。 游では東阿や長清、斉河、 ろに大雨が連続したことで、上游では寿張県を中心に、 続く夏場の伏汛(雨季の水災)でも被害が生じてしま ふさぎ合わせ、 おぎ合わせ、ひとまず区切りをつけることができたが、この対処は三月になると、委員らの対処によって堤防 や民埝(民間で造られた堤防)などの水利施設を次々 増水時の水害となるこの伏汎は、 歴城などで埽壩 閏五月初八、九日ご (水流 調節設

ら五、六○丈に拡がり水深三丈ほどの被害となって、 で、堤防工事がなされていなかったため で被害が出たが、 この対処が可能になったのは七月上旬のころで、 このうち黄河下游の済陽、 特に塩灘地の多くが被害に晒されてしまった。
注:文に拡がり水深三丈ほどの被害となって、流 特に利津では泥沙地帯に塩商があるだけ 濱州、 塩窩、 利津といっ 水があふれてか た地 水流 n

利津 なっていった。
園)で滞留していることなどが情況推移とともに 県尾閭南岸の呂家窪と、 斉東南岸の北! 趙家 明ら (趙家菜 か に

い 経 る(ig費 の) 費は、 せて六二万両ほどとしており、概ね二○年末に立てた河防 へ送り調べた銀が一三万両、 運用するのかも一大問題となっていたが、二一年の河工経 や被害推移の具体的把握がなされていった。 河防組織からの監視と情況報告を通じて、 また、こうした黄河河工の費用をいかに捻出し節約して 以上のように、この二つの水害が日清戦争時 対処に予断を許さない情況が続いていたが、 上中下三游におけるすべての費用をあわせて、 計 画 通 り、 年間六〇万両に収める努力がなされて 工部への銀が四九万両、 ・水害メカニズム 期に発生 再編した あわ 戸部

#### 日清戦争停戦後の省財政支出計画と 黄河実地

す。臣(李秉衡)

は竊かに過りであると考えます」とし 鉱山開発に関しては、

鉄路や鋳幣、

郵政、

したわりには結果が出ない点を指摘し、また、

軍事面や税 巨資を費や

# 籌餉」(財政支出計画)と水害の実地調査

可能 の対処に追 になっ 0 われ たの 巡 撫赴任以後は、 は ていたため、 日清戦争が停戦 黄河河工の具体的政策策定が こうした年 間 また秋沢 の水害サイクル (秋季の

> 来山 源に

関しては、

節制して中飽を排除する方針を述べて、

政策とは

(とは一線を引くと、一方で、黄河河工に関しては、抜重の施策で主要事業として採られていた「富強」の諸

いた。 清廷から各地方の施策を把握するための上記 の背後で、 水災)の情況が収束した九月になってのことであった。 日清戦争停戦後の光緒二一年閏五月二七日に 諭が下され

財源、 ---ていたため、即座に奏摺を行い得なかったが、 (8) ん。したがって、工商を敦く勧めることをもって籌餉練兵 調 これに対して、山東では黄河への対処に べますに、諸臣の原奏は籌餉練兵の両端に外なりま 軍営、民衆反乱といった問題も同時 加えて、 並行 的 李秉 に処 輸送 衡

ればまず西人で、 もとより事の道理がありません。然るに、必ず何事かを取 富強と言うには不足の言をなしています。 餉の本源なのです。そもそも傷が大きく痛みが深 みな練兵のことです。学堂を立てるのは、 のことです。機器を造り、陸軍を練り、 の本となすのです。鉄路を開き、 南漕を折し、 ことごとく数百年の成法を変えていま 額兵を減らし、 郵政を創るのはみな籌餉 鈔幣を鋳 海軍を整えるのは 。この迂闊 いわ り、 ゆる練兵籌 いいのに、 砿産 の談は 生を開

本的 処に乗り出してい 対策を打ち出 てより詳 っな た<sup>20</sup>現 「すため 場 認識 に を深 伏沢と秋沢 め 黄 河 の被 河 災 工 地 0 域を 積 極 的 実 妆 坳

設され 錯地 游の で泥沙が堆積 量奪取や土砂流入の問題によって閉塞したため |点となる張秋には水門が設けら 東阿県陶城 0 視察 7 運 いた。 の結果、 が問題となってい Ĺ している。して塞がり しか 堡 Ĺ (陶城 以下 この視察か 埠 0 蕳 船の運行 題 では黄河との水量 た。 を確認し もともと大運 れてい 5 に深刻な障害が出 陶 て 城埠 たが 13 陶城 か 調 これ まず、 河と 整を 5 戴廟 海阜へ 7 は の 行 移 ま 水 交 う 中 11

ることを確認し

ると 害の で設けら 韓家垣 黄河 てい 0 水勢が落ち着いてい ため は の土砂堆積による水位 れた堤防と民間 が泥沙で塞がるとい この た北趙家、 下游地帯の河道変遷の問題であ 「疏泄之法」 ·視察情況にあわせて、 呂家窪 で独自に造られた堤防) を計るものとして、 たも った問題を認識してい 帯から水流 の上昇、 の の滞留した状態 翌二二年 海口 0 状態を確 つ 隄埝 の防汎経費 流 た。 n の被 に 特に .る る<sub>。</sub>② あ 官 認 渞 害 側 9 す 被

決

8 備餉 に関 ててて

た

が

この

单

でも

派員や勇夫の

雇

用

駐留

の増

加

泥 h 庫 汧

てい

た

ことが判明すると

この

り問題

銀各五 l いる。

万

面

0

存

留に 撥銀

ょ

って六〇

方両

0

予算

を

取

両

が

冗

員

の薪水や京官

0 0

て、

道各庫

五〇万両と

加

えて藩

運

両

か

しなが

ら

秋汛

後

調査

を通

李秉衡は 司

二一年と同様に翌二二年の防

あ

てて

4)

たが

流制 沙 0 御 った予算上の限界も認識 堆 する 積 E た よる水位上昇 8 の設 備) 0 工 料 てい 増加 および る。 ② 埽 員 壩 削 水 減 量 ゃ 終 調 節 ٠ 水 減

#### 南運局事件

たが 管理 起こしてい す 以 Ĺ の二大問題 でに光緒 李秉衡は 0 ように、 る に 年の そ れら間 加えて、 れ ぞ 水災被害 題解決 n 年間予算 中游 1の情 0 0 ために 運 な運 況 河 から 水 別 用 門 伏沢 方面 可 能 品から行 記となっ 期 0 塩 0 灘 7 河 坳 を 11 Ш

正雑 南 庫 整理するべ 同治六年 て以後は を新たに焦点化し で被害を認識 作から五 0 もとも 商 款 |邱や鹿邑などの州県へ米や塩 を収 上上上 大幅に衰退してい 万両ずつ引き出して予算化 (一八六七) め、 東の黄河下游は塩 L していたが、 こていたが、 南運局」を商辦から官辦 支銷 のときで、 局 に送るほか、 た が25 改めて黄河下 難を有 山 特に転機となった 東巡 を輸送するため L た。 撫丁 流 ح 黄 に 域下の塩政 帰 宝 河 0 南 Ü 赬 が 渾 が 大 藩 改 0 毎年 運 間 は 道 河 題

費銀 万余金は ほ か、 :省財源に返還することを取り決めた。 (※) (※) 局全体 の既 成事実化され た給与を一 0 概 収 に 削 四 除

## 三 河東河道総督の権限問題

そのひとつは、 秉衡 さらに二つの は この 問 南運 の光緒二一年の一二月に、 題に発展させた。 局 事件を 期に、 黄河 統 Щ 治 東 に 運 関 河 連

とし Ŧ. の経理とし、 黄河の大改道以来、 (南運 百里までを河東 〔河〕の管理 黄河以北の東阿 黄河以南は東平州 権 河道 の問題に議論を波及させた。 Ш 総督に帰 から臨清州 東の運河は嶧県から臨清までを範 (しているはずであった。)(の十里堡口門から嶧県境 までの二百里を山 そもそ 東巡 0 撫 用 \$

早々に頓挫してしまった。

しかし、李秉衡の巡撫赴任時

には、

すでにこうした管

轄

寧に 河の てい 範囲 体的対処は何らなされ の許振禕は、北京を記述される計画 、る情況 環境に対して、 は反故となっており、 っであっ た。 画を改めて提 河道総督許 このため常態的に ず、 また山 実質 示したのであっ 振禕と連携して、 (山東運河に関する河工 |東巡撫の判断に委ねら 変化する黄 委員を済 河 一の具 渾 n

東河 に か 年には 総督となっ か わ らず 河工 7 を統括して功を挙げると、 Щ ح ( V 東の黄河 0 たが、 段階 事情 で 本来の駐紮地は済 は に 河 明るかっ 南 0 開 封 た人物で、 百 に 寧であった 時 常 期に 駐 L は 河光 7

> 対処 お り 🕉 は 為せ その 7 まま同 17 な か 時 期 つ た③の Ш 東河  $\perp$ に 対し てもや は n 実 質的

と 山 工は、 0 か不明 従 べって、 一東の Ш 一瞭な状態が続い 各 東巡撫と河東河道総督の権 河工 に対して、 河東河道総督 てい 誰がどの た。 が管轄 地 限が曖昧なまま する 点 0 はず 河 工. 一を実 0 渾 施 河 河 0 南 河

分業案は、 減を狙ったものと考えられるが、 確にすることで、 また、 連動する黄河被害と運河河道管 許振禕 山東での経費削減と種々の管理 が広東巡撫に転じてしまっ L かし しながら、 理 の管轄範 たた この 工. 8 程 井 0 を

理

明

たが、翌光緒二二年運河工程として山東 廷側 行うものとされた。こ代理が新たに決定し、 結果となっ とする判断 ح から、 のため李秉衡は、 翌光緒二二年になると、 った。 Mがなされたため、 黄河に関する緊急工程に 東の辨 この任道鎔 暫定的に黄河以南を山東の管理 堤防修築の工 理 (実行処 李秉衡の意向 の選定と同 河道総督の人事は 程を山 (理) 対しては に帰す 東巡 は先送りさ 時に、 Ш 判 東巡 撫と共同 改め 任道鎔領 7 す の 書 で 0 る

る程 判断 が山 また背後では工 度配慮 では、 東に 派 温され 河南よりも山 した形となっ て監察に当たることと 部 に ょ たが、 東の被害拡大を懸念し李秉 つ て部 河道総督 議 に かけ なっ 5 の権限 れ、 た。37 に 胡 つ 史 胡 (1) 衡 景 7 景 あ 0 桂

全河 い」と胡景桂に賛同したことから、 でである。 での立場に委ねられることとなった。 (S) (S) で統括すべきである旨を述べ は、 必ず全河を統括し、 山東は分けて視るべ べ る と § § 判断 また御 は河道総督任 史熙 きでは、 麟 な \$

選している。 任道鎔は二二年の三月に山東に赴任すると工程を査察 し、克沂道の庫にわずかに残してあった光緒一八年分河銀 し、克沂道の庫にわずかに残してあった光緒一八年分河銀 での移動駐察は即座に実現せず難航したため、李秉衡は、 への移動駐察は即座に実現せず難航したため、李東衡は、 への移動駐察は即座に実現せず難航したため、李東衡は、 (全)。

いた。

して判断したが、 また肝心の新河督人事については、改めて任道鎔に 銀九万余両を山 李秉衡は二二年九月になると、この運河工程の費用 (計画 河臣 [実行) (河道総 .東の司庫から分けて送ることを取 その移駐は結 督)から運河道庁に命じ、 切の事宜辦理は河臣 局実現し なか ~つ た。 全に帰すものと 工 事資金は り決め、 に済寧で に関

ない情況のままであった。 撫に帰され、 は決着を見なかったため、 以上のように、 に特化され Щ 東域内での問 黄河と運河をめぐる山東河工の管理 てゆくこととなる。 この 管理上 題は李秉衡が判断せざるを得 ため以後の黄河河工は、下 一の権限 は事実上山 東巡 の判

流

れている状態であった。
水災となると、水の流れは南支河となる楊家河か

~ら海

# 四 黄河下游の情況と塩場の被害

家窪へ が安定したものの、二一年の伏汎発生地となっが関連した。光緒二二年に至り、黄河下游の情 さぎ合わされることなく、 また、 の対処をめぐっては、 もう一つの 問題 に 具体的対処を欠く情況が続 視察調査を経た後も堤防は 黄河下游 の塩灘地 の情況 た利 での被 津県呂 7 Š

側からもその態度を詰め寄られることとなった。言を信じて「民生疾苦」を招いていると非難すると、清廷言を信じて「民生疾苦」を招いていると非難すると、清廷の商紳王会英(給事中)が族党ともに、李希杰や丁達意のところが、こうした李秉衡の判断をめぐって、利津県属

しかし、 築く この際、 が、 り閉塞した。これがついに二一年の夏に呂家窪 の巡撫張曜が 決壊後を期 が鉄門関から海へ流れていたが、 そもそも 策) 水害の直接的原因でなかったため具奏されなかっ 光緒 して海へ流 堤防の破損は呂家窪の居民 に、 銅瓦廂決壊以後の下游をめぐる情況は、 一五年に韓家垣で被害が拡大した際に、 北岸に壩を築き南 築隄 東 したが、 水」(支流をひとつにまとめ 韓家垣 光緒一二年の南領子での へ導水して海に流 一の河身は数年で泥に (一六戸) が対処した 当時 た。 家 本流 で

垣の浚渫と呂家窪の堤防修築のどちらの対処法を優先させ 済南などの人口 李秉衡は遠因としてこのように捉えてはい 0 地勢が五穀不生かつ塩灘地であることや、 に つい 稠密地帯といった地形的条件を恐れ、 、ては、 淤泥 堆積 による河 たが、 道の変化や、 武定や 実効 韓家 的

ると主張してきた。 唐宝珍が、 の呂家窪の堤防修築を優先させる案に、 **汎委員乙沛恩が部へ審議を計ることとなった。しかし、こ** 改めて下游総辦丁達意、 防修築を優先させるべきであると主張してきたことから、 るのか、 この黄河下游の対処法をめぐって、王会英が呂家窪の堤 判断には慎重を期していた。 塩灘を衛るための堤防修築を先に行うべきであ 中游総辦李希杰は海口を調査、 さらに永阜場大使 防

が水流 どの塩場におい 灘の開設を打診したところ、 製塩可能であるとのことであった。 副あった永阜場の塩灘が、呂家窪の水害によって九十余副 被害が判明した。その被害は黄河の大改道以後、 この唐宝珍とのやりとりによって、さらに塩場の具体 った情況であった。 の衝撃で破壊され、三十余副 7 すでに新灘四百余副を塩灘地側で自 また商人からの借款も得てい 官台、 永利、 このため、 が浸水し、うち七 西繇、 塩運司に新 百六十余 副 は 的

乗衡は調査を通じてこうした下游の利害情況を把握

C

囲

れは口

の北西

帯から数十里で平漫とな

西

北 一の流 0

西

林

河 菛

および正北の小議河などか

ら海

待てと指 つつあっ 上無の兼官に委ねられたことになる。 ・ 1 えてそのみて「絽肩は」ここで たが、 示するのみで、 清廷側は、 結局は、 新任の河道総督任道鎔 Ł 対処の 紃 0 到 Ш を

# 黄河下游の新河導水計画

### 陳家屋子(鉄門関)導水案と利津北岸趙家菜園 )伏汛

期に、 修築を中心になされてゆく。流れを見極めながら、判断を保留にしていた呂家窪の堤: 游 『の塩政の崩壊的情況をふまえた上で、 以上のように、 の判断のもと、 下游地帯の施策に特化していった。この対処は 九月の籌餉以後、 度重なる実地調査によって黄河 中游の運河管理 光緒二二年の春を 河口 0

黄河の視察から、 塩灘の納潮溝から海に入った。 丁河圏を過ぎて陳家屋子に至り、 口門北の八里荘で北に折 河口の流れが以下のように れて東に また東北に折 向 か ( V 判明 豊国 っした。 れ 0

В 氾濫を拡げながら潮道溝に入り水勢が散漫となっ 陳家屋子以上の流 れの勢いは頗る大きく、

各灘

た。 地

なかった。 入った。河身は崩れきらなかったが、出海の路を作れ

D 主流の韓家垣も泥沙によって閉ざされつつある情況

案を考えたが、これは泥沙で閉塞した地勢の変化によって流す方法を考え、代替案として旧河となる鉄門関への導水こうしたことから、早急に下游河口の流れを新たに海へ

すでに流れないことが分かった。

河」において以下のように計画する判断を下した。 
「姚深引になってしまいます」と述べると、呂家窪南岸の「姚深引に導水するならば、土地が高くなり経費も多くなりやはり河の流れを奪っています。もし主流に帰そうと再び攔黄壩河身はただ一銭を存すのみであります。呂家窪はすでに全から呂家窪に至る決壊した処は、なお八、九里に隔たり、李秉衡はこの情況を受けて、「思いますに、陳家荘の上李秉衡はこの情況を受けて、「思いますに、陳家荘の上

В 壩から長堤を築き、 た水流制御設備) 家窪より下方の塩灘は修復)、秋を待って呂家窪 西北 呂家窪の口門から陣家屋子十余里の流れが安定した 旧黄河故道に流す。 一帯の平漫の水は次第に涸れるものと捉え 陳家屋子に面する竈壩を、 より低い所で、 陳家屋子の竈壩 北岸に大堤を築く。 汎漲時に決壊させ (塩灘に設けられ での西 ( 呂

進制し、

うち二つが曲折して東北土塘より下方へ約七、

呂家窪と逆流した水相となってしまい、

陳家屋子導

単にふさぎ合わせる方法を計画し、両面で弱まるのを韓家垣新河の流勢がわずかであることから、堤防を簡

で堤防を建築し、将来水が逆流しないよう防止する。家屋子から牡蛎嘴まで一律深く浚渫させ、引河した上身に斜めに接続する。河身が泥で淀んでいる所で、陳C 陳家屋子竈壩近くの以南から浚渫引河して、旧河河

下に決定した。 下に決定した。

て、

旧

:河に導水する。

A 呂家窪の黄河流域の荘民を移住させて給費する。 の 呂家窪の黄河流域の荘民を移住させて給費する。

溢れ、この伏汎によって、最終的に河口の流れが三つに分り合わせにあった。五月一一日になると利津県趙家菜園でしかし、以上のような黄河河工の計画は、常に水災と隣と見積もり、京餉から一○万両を留める。

水案も、 水泡に帰してしまったのである。

調査を決定したが、計画実行の判断を先送りするよりほて処理するものとして、八月には趙家菜園漫口および海 なくなってしまっ 再度調査を要し、 た。 八月には趙家菜園漫口 伏汛 • 秋汛 0 様子を観察 よび海 か  $\Box$ 

#### 蕭神廟新河案

家菜園、 九月になると秋汎の情況が安定したため、 水流の情勢から以下のように判断した。 沾化県、 慶定溝を経て呂家窪口門 を再度調査 李秉衡は、 趙

ぎ合わせる。 な水が徒駭河 趙家菜園だけでなく、商河、 へ流れていることから、 恵民、 趙家菜園はふさ 濱州などでもみ

В と呂家窪の一部合流地点となっていた慶定溝 帯から海へ流 壩を掘削して徒駭河 呂家窪は、 道へ から陳家屋子まで泥が平坦に堆積し、 、も流 れなくなった。 本流が陳家屋子で折れて北上し、 れ、水勢が失われた。 へ流そうとしたが、 以上のことから、 このため趙家菜園 徒駭河へも いから、 呂家窪 塩灘 口門 圳

する。 陳家屋子から先は淤地であり浚渫しが 新たに地勢が低くなっている蕭神廟の方面 たい。 この 「へ導水 た

C

5

の導水も諦めてふさぎ合わ

いせる。

また、 この段階での導水プランは 以 下 0 通 りであっ

Α 黄壩 を掘 断 して 旧 河 流

В 旧攔 東岸の竈壩以外は土地 |黄壩の東韓家垣から一七里にわたる新河を掘 が平坦で居民 b 13 な 11 た

す

С たって平字灘から海に入れる。 李家 竈 0 竈 壩 を掘 削 して三 里 開 き、 約二 0 荲 わ

D 李家竈下方の東竈壩から、一七里の堤防を斜 8 に

築

Е 口は浚渫する。 口門から攔黄壩を建築し、 六月中に掘削. L ていた引河をさらに拡大し、 大流を引河する。 呂家窪 西

F 神廟から海に入れる。  $\Box$ 門をふさぎ合わせ、 本流は全て新河に帰 L

蕭

G 路とする。 韓家垣旧河は、 減水支河として、 盛漲時には 分 泄 0

Н (資金補充)を請う。 予算は撥銀二○万両。 将来款項 が不足す n ば 添 撥

1/2 な かどうか、 諭では、 か、 ζJ しかし、こうした新河導水案に対して、 かとい 蕭神廟 新河を開いて大流を引き入れた後 0 塩灘を崩した後に一律に枯れてしまうの `た懸念が指摘された。 ||一帯の産塩地が他に障害を引き起こすの 九月二一 に円滑に では 流 日 n 0 な る

四点の大要につい 李秉衡はこれ 淤 に対し て判断を述べている。 開通支河以減 て、 「治河之法」として 水」「築隄東水以攻 展寛 0 河

る。 といった条件から、 は、 下游地帯の断続的な民埝、 の要点をまとめると、まず、展寛河身の 済陽、 斉東、 部臣も居民に対する判断ができずに 蒲台、 済武両郡の地形的 利津等での近隣河川 策に 人口的· つい の 閉 寒 密 7

Ш 浚渫方法では効果が得られなかった。 曜がフランス汽船 の策で巡撫陳士杰が実行した船や器具、 疏濬河淤 の策に ついては、 (「仏国挖泥機器船」) を導入して行った 光緒 一〇年に、 一三年に巡 倉場侍郎游 漁無張 百

の間 にも部議により慎重な路線が期され す事態を度々招き、 城の杜家溝から徒駭河へ、 遥 支河 画 徒駭河も恵民や濱州などで泥が平坦化してあふれ出 したが、 減水の策については、 直隷総督李鴻章の反対で議論が衰退し、そ 後に張曜が南河に流 長清の五龍潭から馬頬河へ引水 侍郎游百 そうと計 Ш の策から歴 画し た際

家窪決壊以後、 李秉衡はこれ |築隄東水 「蕭神廟新河案」を実行する判断を下した。 二一年九月と二二年五月の調査を経て らの情況から、 のみが「攻沙の一法」であるとして 上記三策は実行不可能と捉

### $(\equiv)$ 蕭神廟新河案から陳荘新河案への推移と崩壊

以上

画と判断のもとで、一〇月下旬

J

達意 水計 民埝で溢れ、 ح (の指揮のもと趙家菜園をふさぎ合わせたが、以後の)上の計画と判断のもとで、一○月下旬には下游総辦 の工程以前にも、 三画も思うようには進行しなかった。 河道変遷の恐れが生じた。 利津 以下の主流 が閉塞して西 このため李秉衡 の導 0

新河案の計画をさらに練り直し、 再度一〇月一五日に下游現地を調査し、 帯に分散して海へ流れていることを確認すると、 再計画後の工程を以下に 小寧海から檀家溝 廟

南岸の西灘で引河一道を挑挖 (掘削) し、 南に引く。 決定した。

В たな堤防一段を添設(長さ四一〇丈)  $\Box$ 門 の西壩を基準に、 三里ほど遡った台子荘 する から新

С を設置 河頭) 西壩を基準に、 東端を東壩の基とする。 (四〇〇丈) し、 陳荘西の崔家荘から新たな堤防 新たに掘削し た引河の 挑 段 引

河を主流とする。 この東西壩の両 面 で計画を進め、 主流を截断 引

D

Е この後、 かしながら、 削 引河 堤防をふさぎ合わせる際 から二里ほど上り、 引水の工程 この工程を阻むものは黄河の凌汎であ は 一〇月一九日に着工したが、 さらに新引河を添設 の流勢を制 御 声する。 い設して掘 壩 9

た。

加廂 て滞留したまま氷結し、 しかし一二月になると、 対処させ、 かなくなってしまった。 した水と氷が六尺余寸ほど張って河川が ふさぎ合わ に引河を開放 か せる前 なんとか新旧引河に従って東へ向 や西韓家から営勇三百名の調 ĺ た際 の状態 河 身 に 0 さらに韓家垣の淤泥で閉塞した箇 引水した水が韓家垣の 李秉衡 で崩れ落ち、 河底が 流勢が増して水位が 泥砂 は丁達意に対して魚鱗埽 であったため、 この状態のまま半 凍結し、 抜等を指 凹かわせたが、 経等を指示して Ĕ 閉塞 収拾が 六尺ほ によ 堤防 つ 7 0 つ 解 を ど

小沙灘や胡家岸などで河面を塞ぎ、二二日にはさらに から利津海口まで凌沢の被害を及ぼし、 翌二三年正月に一部が氷解すると、 胡家岸の埝身へ水が進入して工程は悪化 解けた氷が済陽以 歴城や章邱交海 した。 た。 65 小沙 0 下

所では半解した氷水があふれ出し、陳荘以下の新堤建設

李秉衡は伏汎、

秋沢に備えなけれ

ば蕭神廟以

下

Ó

流

n

\$

が中断してしまった。

(全長八百余丈)

さ三丈ほどに拡が ∼得ら 再度 一程を再 達意が開 二月になると本格的 なか 調 て引水し直 杳 ~った。 して、 放引河し l b たが、 このため凌汎 す、 東壩 対岸 二四 て口 という案を再計 の 一 の沙灘地 門に流 日 部が崩れたため に河身の氷が に水漲四、五 被害地 の前に開 したが、 画 の小沙灘を塞 (春先の した。引た。 尺 解けはじめた 水流 その П 増水 門 河 御 の効 ま \_の深 1/2 ま

n

も今度は三

一月初

三日

桃沢

で

限に押さえることで精一杯となってしまった。場防や民埝に危険が及ぶといった情況となり、 の水災) では で増水すると、 橋 一梁が流失、 H 下游 一游の陽谷県や寿張県で壩 0 蒲 や 利 津 .i. 被害を最 0 が 崩 所 で

Ŧi. 一月になると、 結局、 西韓家 ふでは 门門 が寛さ三百

全に水泡に帰してしまっ れたことから、制御できなくな した際に、 水深五丈に規模が拡がりすぎてしま 水深七丈を超え、 た。 建造中の壩などが相次い b 1, 新河引水案は 7 夏を過ぎて つい 水

制御し得たが、五月の夏至を過ぎたころになると、この壩に順水壩一道を添設して補強を急ぐと、ようやく大流 めて工程を再開する決定を下した。 専念するものとし、秋汛後に流れの力が弱くなってから改 止を判断 占)も失う情況となると、李秉衡は まらず、 水壩建設による案も、 途絶えてしまうことを懸念し、さらなる代替案とし し、すでに完了した三百余丈の堤防機 水深六、七丈となり、 口門が新たに堆積した泥によっ 水利施設 ここにすべて 設 (東西 能 0 の工 壩 0 P 7 順 西

に流 拡がっ で民 の伏沢 れずに泥 7 が崩 西 n 灘 が堆積 0 て被害を及ぼすと、水、最終的に利津県の北 口門から三方向に分かれ また、 ある程度掘削し 水流 峰子および下方 は 寛さ七、 いずれ 7 も直 た陳荘 0 西 灘

被害となってしまった。新河も水深が一、二尺ほどとなって漕船が航行不能となる

あった。 二三年の間に机上にあるまま実効性を失っていったので以上のように、李秉衡が策を凝らし着手した導水案は、

たされて、 難さを指摘している。 経営のようにはできないのです」と述べて、 を兼ねて、事繁に責を重くしたとしても、 て倍になるばかりではありません。 もまた配置する地がありません。 せん。展寛河身をしようとすれば、 とすれば、すなわち数百万の帑金は籌画する方法がありま 所々でみな危険に及んでいます。大いに修築培増をしよう 水の流れ の「尾閭不暢」(黄河河口付近の閉塞) 李秉衡はこの のままに全て頼っており、 河底が平地よりも高く、 年、 こうした河工の情況に対して、「近 。種々の難辦は河南 すなわち数十万の居 撫臣をもって司 一縷の危うい堤防が洪 満ちれば必ず溢 は、 しだいに泥で満 また河臣の一意 その工程の困 『の河務 に比べ れ 民 年

た。

#### おわりに

その山東巡撫統治時代には、日清戦争や財政難を抱えなが団の対応に追われ、九月に四川総督に左遷されてしまう。周知の如く、李秉衡は光緒二三年の段階になると、義和

0

被災サイクルを経験として獲得しながら、

日清戦争終息

上のように李秉衡が採った河工策を見る限り、中下游にお ら 解決困難であったと言える。 被災サイクルの中で抱えられてきた問題は ける老朽化した堤防や民埝、 も限定的 黄河 に 一への対処が常に隣り合わせにあったため、 になっ ていったと考えられ 黄河の土砂流出といった歴年 る。 。しかしながら 時代を問わず その策 以

ち込んだ省財源を回復させていく上でも重要な課題であっ時、莫大な経費がかさんでいた黄河河工は、戦争などで落言えば、まず黄河の河工経費を固定化したことにある。当くうした中で、李秉衡が黄河河工に残した成果について

た。

二三年の河防予算も、六○万両のうち各庫から撥銀五○
大一、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出し、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出し、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出し、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出○
二三年の河防予算も、六○万両のうち各庫から撥銀五○

こうした省レベルでの監視体制を再編して以後は、黄河程度の統治の指揮系統の回復と維持を可能にした。握できるようになった。同時に、河工の報告を通じてある官庁を再編し、度重なる調査を通じて河川管理の実態を把また河防局や上中下游工段の委員をはじめ、黄河の専門また河防局や上中下游工段の委員をはじめ、黄河の専門

を果たしていった。 施策から切り離すことで、 後の光 角 緒 対 二一年九 効 果に見合わず実効性を欠く 月に取りまとめ 黄河統治へ特化する施 た 籌餉」 洋 務 を を省 転 策的 機 転換 内 ٤ 0 L

込むと、 閻不暢」と絡んで、 ことができた一方で、 いた問題が重要であっ その 施策については、黄河 被災調査を通じて塩灘破壊などの実情を把握 問 題が複雑化していた。 たが、 官の中飽や地域利害が、 ?中游では運 南 運 から 河水門 塩 0 下游の 間 が閉塞 題 に する 切 ī 「尾 ŋ 7

が得られ Ш 東巡 この が図られ が運河 !無の権限を明確にさせようとしたが、 ずに事実上山 てゆく。 の問題を通じて、 東巡撫の職責に委ねら 黄河 河工における河道総 これは解 n たまま、 決策 督と 忲

ことが分 へと至るまで、 趙家菜園 ら秋沢に至る黄河 としたとき、 こうして、 た海 ならなかっ 図の堤防 Ï 以 李秉衡が黄河下 (黄河 Ê 数年で紆余曲 修築から た。 の被災サイ 0 ||尾閣) 問題が同 実際に、 蕭神廟新河掘 の政策変遷の過程 クル 折 時 游 関 度重なる実地 0 情勢に を見極めながら判断 連しつつ、 計 画 しも頓 削 施策を特化しよう 案 調査 Þ 挫 • は 陳河新 して は 呂家窪 を経 り伏沢 ( V 河案 つ 7 決 な か

てゆく際に焦点化されてい 以 上の ように、李秉衡 が 強河: 0 た問 統 題 治 この管理 は 後 0 体 時 制 代にも引 を回 [復させ

> 水見直 秉衡 策は て、 絩 た施策的基盤が引き継がれてゆくことになるのである。 には戸部 道鎔に加えて李鴻章が が の統 ħ 移民の方法や民埝管理、 この てい しを軸に治河方策が立てられることになる。 治を経 をはじめ二〇 ったと考えられる。 て清廷の認識も改まり、 和 寸 派 Þ ○万両に拡大した予算がつけ 遣され、 戊戌政変で 上中下総辦の監視体 結局、 改めて鉄門関故道 断 絶 李秉衡 Щ する 東河道 が が > 苦慮 総督 :制とい L そ か L た政 0 0 0 任 つ n 引

#### 注

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 省淄 藤公彦 九 糧 同 ナショナリ 月)などがある。 第四巻第四 問題」(『史林』第五五巻第四号、一九七二年七月)、「 せて」(『明清史論 夫「民衆反乱史研究の現状と課題 月、 |風潮と民団」(『歴史教育』第一二巻第九号、 .時期山東の抗糧については、 Ш 地方割 神戸 . 県劉徳培抗糧始末」(『大分大学教育学部研究紀 「大刀会」(『義和団の起源とその ノズム 輝夫 号 拠」による抗租抗糧 〔人文・社会科学〕 0 「清代後期山東省における『団 誕生』 後に続く大刀会や義和 第二巻、汲古 横山英「咸豊期 研文出 の整理に B集、一 書院、 小 運動 団に 林 、二〇〇六年)、 ついては、 九七四 美の所論 つい Ħ. 匪 ては 九六九年 中 山東の抗 Щ 東

- 李鴻章の登場 [期における李鴻章の軍事費対策」(『東洋学報』第六五巻 咸豊期を中心とした軍事費捻出 第一六巻第二号、一九五七年)、 准軍の成立をめぐって」(『東洋史研 臼井佐知子 の問題 は 小野信 「太平天
- 3 第三・四号、東洋文庫、 運』(社会学術文献出版、二〇〇八年〔一九九三年初版〕)、 九六三年一二月)、星斌夫『明清時代交通史の研究』(山川 清代の漕運と船商」(『東洋史研究』第一七巻第二 漕運の総体的枠組みと抗糧浮収については、 一九七一年)を筆頭に、李文治・江太新 一九八四年三月)。 Щ 号、 日廸

との関連を指摘した代表的論文として、千葉正史「清末に 究』一四巻二号、立命館大学国際言語文化研究所、 漕運問題史上における盧漢鉄路計画の位置」(『言語文化研 おける国家的物流システム維持と近代交通手段の導入―― 的に明らかにされている。近年、漕運や鉄道輸送から黄河 研究所専刊、上海書店出版社、二〇〇五年)などから総体 倪玉平『清代漕糧海運与社会変遷』中国社会科学院近代史

- と関連させて指摘してい 学会、二〇〇九年三月)で「国民国家」の成立過程の問 北京の倉庫」(『史潮 一月)、「清末における近代交通行政体制の確立と中央・地 の再編 中国の災害史研究から黄河の総体的な記述が見 」(『中国経済研究』 第六巻第九号、
- 二年九月)、「清代中国における国家と倉庫 』新五八号、歴史学会、二〇〇五年 漕運制度と 中国経済 100 計画は頓挫した。 工が優先され(河東河道総督成孚、 翁同和 B堵築と堤防補修、 (戸部尚書) 細見和弘 や李鴻章が河南指 |清末の黄河河道論議
- られる。 論攷では、 閻永増・池子華 |近十年来中国近代災

示を判

断すると

張曜

5 究会、一九八六年)、森田明「清代山東の民埝と村落」 の研究』国書刊行会、 るが、代表的なものでは、 河治水機構」(『中国水利史研究』第一六号、中国水利史研 夫「包世臣・魏源の漕運・水利策」(森田明『中国水利史 利電力出版社、一九八七年)。また、水利史研究の側面か 九年)。咸豊五年の黄河大改道については数多の指摘があ 鳳祥『中国災害通史・清代巻』(鄭州大学出版社、二〇〇 史研究』二〇〇三年五月第二期)、 〇一年一月)、 荒史研究総述」(『唐山師範学院学報』唐 山東の黄河問題に関連する代表的論文として、 朱滸「二十世紀清代災荒史研 一九九五年)、松田吉郎「清代の黄 姚漢源『中国水利史綱要』(水 総体的 なものでは、 師範学院 完述評」(『清 大谷敏

(5) 銅瓦廂氾濫以後、七〇年代黄河両岸に大官堤が築か 南河故道分水案は、運河対処(曾国茎)や、 学、二〇一〇年三月)。また張曜が改善案として提示 間を中心に」(『社会システム研究』第二〇号、 李元華、任道鎔、 れ、八〇年代に河口付近の分水策へと発展。光緒年間 (『清代水利社会史の研究』国書刊行会、一九九〇年)。 (光緒一二年五月一日巡撫就任)が、この後、 細見和弘「山東黄河治水をめぐる政策論議 陳士杰ら歴代巡撫に引き継がれ、 C徒駭河堤防工事を策定して対 河南巡撫邊 河南鄭州 A 河 口 7 宝宝 一命館大 -光緒年 張曜 0)

- 研究センター研究報告、京都大学人文科学研究所、二〇〇国の社会システム』京都大学人文科学研究所附属現代中国黄河治水に関する政策史的考察」(森時彦編『二〇世紀中二〇〇二年三月)。このほか細見氏の論文に、「清末の山東の南河故道原案をめぐって」(『現代中国研究』第一〇号、の南河故道原案をめぐって」(『現代中国研究』第一〇号、
- 九九三年)一四二頁。 謝授安徽巡撫摺」(戚其章輯校『李秉衡集』、斉魯書社、一謝授安徽巡撫摺」(戚其章輯校『李秉衡集』、斉魯書社、一勝受に面会した後、山東巡撫転任を受け入れている。「奏へ6〉 当初、安徽巡撫への赴任を拒否していたが、五月に李

九年六月)

がある。

 $\stackrel{\frown}{\circ}$ 光緒年間に冀州知州、 缺、咸豊一一年から同治元年に匪賊討伐で名を挙げ、 江蘇で軍営の試用調赴となると団防籌餉に功を挙げ候補 重要歷史人物 項に詳しい。管見の限り論攷は少なく、 県志』(二)巻十六・人物志・流寓(『中国方志叢書』民国 が見えるが、 版社、一九九七年)五四頁。縣志から清仏戦争以前の記述 国経主編『清代官員履歴檔案全編』四巻(華東師範大学出 同治年間に、完県、 二二年鉛印本影印、成文出版社、一 六六六頁、『清史稿』 李秉衡は字鑑堂、奉天海城の人。報捐によって監生。 は唯一 李秉衡についてまとめている。 総体的な記述には、貴泰・武穆敦等纂 李秉衡」(『清史研究』一九九五年第二 棗強県、 永平府知府などを歴任していた。秦 巻四六七、 武邑県、 列伝二五四、 九六九年)一六六〇一 清豊県、 張天貴 このほか蘇全 蔚州知州 「中国近代 李秉衡の 『安陽

> 期的李秉衡」(『菏擇学院学報』第二八期第四期 大学学報』哲社版、 関して、 報』第一○期第一期、二○○八年三月)、義和 楊光「〝巨野教案〟中的山東巡撫李秉 一九九八第一期)、 賈熟村 衡 義和 寸 · 二〇〇六 の 対処 団時 東

年八月)などがある。李秉衡に関する史料として、

李忠節公(鑑堂)奏議』(沈雲龍主編『近代中国史料叢刊

- が、両者に見受けられるため、随時両者を参照した。が、後者によれば、前者に誤字脱字があるとのことである九三年)がある。本稿ではこれらの史料を主軸に述べる九三年)がある。本稿ではこれらの史料を主軸に述べるカ三年)がある。本稿ではこれらの史料を主軸に述べるカ三年)がある。この第三十輯』文海出版社、一九六八年〔印影版、原本民国一第三十輯』文海出版社、一九六八年〔印影版、原本民国一
- 八八頁、『李秉衡集』一八一頁。日(一八九五年一月一一日)、『李忠節公奏議』四八七-四日(一八九五年一月一一日)、『李忠節公奏議』四八七-四八八頁、『李秉衡集』一八一頁。
- 国水利史研究会、二○○七年)が触れている。
  期黄河流域水災史研究」(『中国水利史研究』第三五号、中
  期黄河流域水災史研究」(『中国水利史研究』第三五号、中
  考えられる。河防局の設置に関しては、中園貴之「清代後
  (9) 歴代の施策背景のなかで人員も引き継がれていったと
- 《10》前掲「奏派候補道李希杰等督辦河工片」『李忠節公奏《11》「奏預籌防河経費摺」光緒二〇年一一月一四日(一八九四年一二月一〇日)、『李忠節公奏議』四八七-四八八頁。

運成

「李秉衡与清末兵災賑済」(『防災科技学院学

- 四三頁、『李秉衡集』二〇六-二〇七頁。 日(一八九五年三月一四日)、『李忠節公奏議』五四〇-五〈12〉「奏報黄河凌汛期内防護情形摺」光緒二一年二月一八
- 《3〉「奏報済陽高家紙坊漫口堵築合龍摺」光緒二一年三月《3〉「奏報滌汎安瀾摺」光緒二一年四月初八日(一八九した。「奏報桃汎安瀾摺」光緒二一年四月初八日(一八九した。「奏報桃汎安瀾摺」光緒二一年四月初八日(一八九五年四月一三日)、『李忠節公奏議』五九○一九日(一八九五年四月一三日)、『李忠節公奏議』五九○
- 乗衡集』二五九−二六一頁。 年八月一二日)、『李忠節公奏議』六六三−六六八頁、『李年八月一二日)、『李忠節公奏議』六六三−六六八頁、『李忠節公奏議』六六三−六六八頁、『奏伏に六十余丈設置されていた埽が三、四日で失われた。「奏伏へ4〉 下游南岸蝎子湾の対岸の砂地から河流が南徒し、堤身
- 『李秉衡集』二六八-二六九頁。 九五年八月二四日)、『李忠節公奏議』六八四-六八九頁、人5〉「奏報黄河秋汛情形摺」光緒二一年七月初五日(一八
- 八九五年八月二七日)、『李忠節公奏議』七〇三-七〇四〈16〉「奏黄河防汛経費銀数摺」光緒二一年七月初八日(一
- 禄』光緒二二年閏五目丁卯の条。 〈エア〉『徳宗実録』光緒二一年閏五月丁卯の条、『光緒朝東華

頁、『李秉衡集』二七六一二七七頁。

日(一八九五年七月一一日)、『李忠節公奏議』六五六-六一個月)している。「奏懇續假摺」光緒二一年閏五月一九18〉 李秉衡は停戦後(閏五月一九日)に莱州で休養(賞假録』光緒二一年閏五月丁卯の条。

一月二日)、『李忠節公奏議』七五三頁、『李秉衡集』二九19〉「奏陳管見摺」光緒二一年九月一六日(一八九五年一五七頁、『李秉衡集』二五五-二五六頁。

五一二九六頁。

片」光緒二一年九月二五日(一八九五年一一月一一日)、「大」の大学では、一次日督署へ戻る。「奏赴上下游査看漫口工程を、東平州十里堡から戴廟安山一帯までの運河の情況を視程、東平州十里堡から戴廟安山一帯までの運河の情況を視程、東平州十里堡から戴廟安山一帯までの運河の情況を視れ、二○日に東阿陶城堡の北運河口門への、九月二七日に出省、三○日に東阿陶城堡の北運河口門への、九月二七日に出省、三○日に東阿陶城堡の北運河口門への、

- 七九四-七九六頁、『李秉衡集』三一三-三一四頁。一〇月二一日(一八九五年一二月七日)、『李忠節公奏議』(22〉「奏査看黄運両河大概情形及回省日期片」光緒二一年
- 集』三二九-三三一頁。

  集』三二九-三三一頁。

  「奏預籌来年黄河防汛経費摺」光緒二一年一一月一八人九六年一月二日)、『李忠節公奏議』八三〇-八三二頁、『李秉衡集』三一九-三二〇頁。「奏籌張縣高家大廟一八日)、『李表飾集』三一九-三二一頁。
- 日(一八九六年一月五日)、『李忠節公奏議』八一六-八二東綱疲累課懸懇恩豁徐釐頭減引摺」光緒二一年一一月二一東綱疲累課懸懇恩豁徐釐頭減引摺」光緒二一年一月甲寅の条。「奏認められた。『徳宗実録』光緒二一年一一月甲寅の条。「奏に過失。」と、「一八九六年一月五日)、『李忠節公奏議』八一六-八二十七州県ほか永阜、永利の塩場も銭漕や蘆課雑課の免除が、出東八〇24) 塩灘被害を考慮して釐頭減引を願い出ており、山東八〇24)
- (一八九六年三月一〇日)、『李忠節公奏議』八五九-八六頁。「奏山東南運額引未能全銷摺」光緒二二年正月二七日公奏議』八一二-八一五頁『李秉衡集』三二〇-三二二公奏議』八一二-八一五頁『李秉衡集』三二〇-三二二光緒二一年一一月一八日(一八九六年一月二日)、『李忠節経費とした。「奏山東整頓南運局籌出款擴充機器情形摺」終》、練兵、制械が当然の急務として山東機器局の武器製造8〉

- 四頁、『李秉衡集』三四〇-三四二頁。『徳宗実録』光緒二
- 一年一一月癸亥の条。
- 〈8〉 二一年六月、済東泰武道張上達が回籍修墓で郷里に戻八三三-八三七頁、『李秉衡集』三二九-三三一頁。一二月一六日(一八九六年一月三〇日)、『李忠節公奏議』(27)「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」光緒二一年
- 奏議』八三四頁、『李秉衡集』三三〇頁。前掲「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李忠節公議』六六八-六七一頁、『李秉衡集』二六一-二六三頁。一年六月二二日(一九八五年八月一二日)、『李忠節公奏る際に人事を打診した。「奏揀員請補省会道缺摺」光緒二
- 伝二三七。れ、河東河道総督となっていた。『清史稿』巻四五〇、列れ、河東河道総督となっていた。『清史稿』巻四五〇、列する。光緒七年に彰衛懐道となった際に堤防修築が認めら〈29〉 許振禕は湘軍に参じ、捻軍反乱や回民起義の際に活躍
- 30〉 背景に、張曜の施策案 (南河故道分水案) をめぐって、 安瀾」と述べ、山東の対処には特に応えていない 光緒帝親政開始(光緒一三年)の清廷内部での政治的対立 実録』光緒二一年九月乙酉の条)、この後、 水害対処を優先させたことが関連する から、翁同龢、潘祖蔭らが同時期に発生した河南鄭州 「清末の黄河河道議論-』光緒二一年一一月丁酉の条)。 許振禕は光緒二一年の秋汛に対する情況を い出て「賞假一箇月」を認められている(『徳宗実 張曜の南河故道原案をめぐって」。 前 病による解職 揭 一黄河霜降 細見和弘 (『徳宗 での

- 32 任することとなった。『徳宗実録』光緒二一年一二月戊辰 河東河道総督は許振禕に代わって河南巡撫劉樹棠が兼
- 〈3〉 前掲「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李忠 節公奏議』八三六頁、『李秉衡集』三三一頁。
- 任道鎔は字筱沅、江蘇宣興の人。抜貢で教職を受く。

けていた(『徳宗実録』光緒二一年九月丁未の条)が、河 江布政使、七年に山東巡撫。以後は候補道へ降調の命を受 曾国藩、李鴻章の以後、光緒元年に江西按察使、 匪賊・捻軍対処で功を挙げ、濬郡北響道河の水利を期に、 咸豊年間に団練で籌餉に労があり知県となる。同治年間に 四年に浙

東河道総督の後は、二七年に浙江巡撫、二八年には病によ

り帰郷、三年後に卒した。『清史稿』巻四五〇、

列伝二三

範大学出版社、 『徳宗実録』光緒二二年正月壬寅の条。『光緒朝東華 一九九七年)三五七頁。

七。秦国経主編『清代官員履歴檔案全編』二六巻(華東師

- 日に署河東河道総督。 録』光緒二二年正月癸卯の条。差任は光緒二二年正月初七 内閣奉『上諭档』二二冊、一三頁、資料番号11。一四 軍機大臣字寄『上諭档』二二冊、二
- 36 軍機大臣字寄(光緒二二年正月初七日)『上論档』二 一三頁 資料番号10

○頁、資料番号34

録』光緒二一年一〇月甲申の条。 『徳宗実録』光緒二一年一〇月甲申の条。『光緒朝東華 |奏報籌辦河工並出省査勘海口日期摺] 光緒二二年四

> 39 月二三日 (一八九六年六月四日)、『李忠節公奏議』九一三 九一八頁、『李秉衡集』三六二一三六四頁。 『徳宗実録』光緒二二年正月己未の条。『光緒朝東華

録』光緒二二年正月庚申の条。内閣奉『上論档』二二冊

- 〈4〉『徳宗実録』光緒二二年三月壬子の条。『光緒朝東華 録』光緒二二年三月甲申の条 二六頁、資料番号49。
- |4| > 『徳宗実録』光緒二二年三月庚申の条。
- 42〉 胡景桂の指摘に対しては、歴代の施策の失敗をふまえ た上で、無理に維持しようとせず、慎重に調査をふまえて 日期摺」光緒二二年四月二三日(一八九六年六月四日)、 判断する旨を報じた。前掲「奏報籌辦河工並出省査勘海口
- 〈4〉「奏山東境内南運河工程請仍歸河督経理摺」光緒二二 年九月二六日(一八九六年一一月一日)、『李忠節公奏議』
- 〈4〉「奏凌汛期内黄河両岸防護平穏摺」光緒二二年正月二 八六六頁、『李秉衡集』三四二-三四三頁。 七日(一八九六年三月一〇日)、『李忠節公奏議』八六五-
- 45 頁、『李秉衡集』三四八一三五一頁。 129。「奏査勘呂家窪決口情形摺」光緒二二年二月二五日 (一八九六年四月七日)、『李忠節公奏議』八七八-八八七
- 九八六一九八九頁、『李秉衡集』三九三一三九五頁。 『李忠節公奏議』九一七頁、『李秉衡集』三六四頁 八〇一八八二頁、『李秉衡集』三四九頁。 軍機大臣字寄『上諭档』二二冊、四六頁、資料番号 同右「奏査勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』八

- の、民国五七年、成文出版社、一九六九)三七七-三七八中、民国五七年、成文出版社、一九六九)三七七-三七八七、官蹟列傳第一(『中国方志叢書』民国二四年鉛印本影兵備道を任じた。王廷彦修、蓋爾佶纂『利津縣續志』巻を以て称されたという。光緒二五年に甘粛平慶涇固化塩法賑恤を計らない福潤や李秉衡を弾劾したことから「骨骾」、日子村の人。〈47〉 王会英は、字薇卿、号愚村、(利津県) 台子村の人。
- 《8》前掲「奏査勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』八二-八八七頁、『李ま節公奏議』九四二-九四五頁、『李秉唐宝珍は四千両の私嚢が発覚する。「奏査覆永阜場大使唐唐宝珍は四千両の私嚢が発覚する。「奏査覆永阜場大使唐唐宝珍は四千両の私嚢が発覚する。「奏査覆永阜場大使唐唐宝珍は四千両の私嚢が発覚する。「奏査でいる。
- -九一八頁、『李秉衡集』三六二-三六四頁。 月二三日(一八九六年六月四日)、『李忠節公奏議』九一三〈5〉 「奏報籌辦河工並出省査勘海口日期摺」光緒二二年四八二-八八七頁、『李秉衡集』三四二-三四三頁。

- 軍機大臣字寄『上論档』二二冊、一二一頁、資料番号40。議』九一八-九二五頁、『李秉衡集』三六四-三六六頁。二二年五月一七日(一八九六年六月二七日)、『李忠節公奏戻った。「奏査看黄河形勢請仍由鉄門関旧河入海摺」光緒
- 九二五頁、『李秉衡集』三六六-三六七頁。七日(一八九六年六月二七日)、『李忠節公奏議』九二四-52〉「奏籌撥挖河築隄経費請截留餉片」光緒二二年五月一
- 「奏下游利津北岸趙家菜園漫溢請将在工各員分別参処摺」壩の多くが崩落。一八日に西南の風により被害が拡大。で堤防機能(埽)が衝失(流れは穏固)。趙家菜園でも埽い。下游総辦丁達意の報告。寿張、済陽、恵民、濱州などナニ五章 『李秉復集』三六六十三六七章

光緒二二年五月二四日(一八九六年七月四日)、『李忠節公

- 頁、『李秉衡集』三七七-三七八頁。(一八九六年九月五日)、『李忠節公奏議』九四九-九五〇、54〉 「奏報出省赳下游河工日期片」光緒二二年七月二八日
- 八六頁、『李秉衡集』三九二-三九三頁。(一八九六年一〇月二九日)、『李忠節公奏議』九八四-九〈55〉「奏節届霜降黄河一律安瀾摺」光緒二二年九月二三日
- 集』三九〇-三九二頁。 第二九〇-三九二頁。 第建漫口堵合摺」光緒二二年九月一一日(一八九六年一〇家窪漫口堵合摺」光緒二二年九月一一日(一八九六年一〇56)「奏査看黄河尾閭形勢擬由蕭神廟入海并将趙家菜園呂
- 軍機大臣字寄『上論档』二二冊、二一五頁、資料番号

- 頁。また、この李秉衡の案のまま上論も下された。軍機大奏議』九九一-一〇〇〇頁、『李秉衡集』三九六-三九九と、まうになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二ようになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二ようになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二ようになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二十二〇〇〇頁、『李秉衡集』三九六-三九六-三九六年。

臣字寄『上論档』二二冊、二七一頁、資料番号99。

一〇〇一頁、『李秉衡集』三九九-四〇〇頁。(一八九六年一一月一九日)、『李忠節公奏議』一〇〇〇-(一八九六年一一月一九日)、『李忠節公奏議』一〇〇一五日

集』四二一一四二三頁。

- ○○六-一○○七頁、『李秉衡集』四○二頁。 月二四日(一八九六年一一月二八日)、『李忠節公奏議』一へと改めた。「奏籌辦西韓家堵口情形片」光緒二二年一○へとひめた。「奏籌辦西韓家堵口情形片」光緒二二年一○
- 昇が東西壩を分掌するものとした。「奏報呂家窪合龍日期紫刑関参将沙明亮、精健前営(革職されていた)都司葉雲だ後に駐工督率し、先に籌備料物を命じて、河定左営直隷を挙辦。李秉衡も一○月一八日に趙家菜園の堤防をふさい62〉下游総辦丁達意・候補道馬開玉が呂家窪堤防建設工程

- 忠節公奏議』一○一○─一○一四頁、『李秉衡集』四○四摺」光緒二二年一一月二八日(一八九七年一月一日)、『李
- ⟨â〉 同右「奏報呂家窪合龍日期摺」『李忠節公奏議』一○三二一一〇三三百、『李秉衡集』四一三百。⟨4〉 李秉衡は再度一二月初四日に韓家垣へ、七日に西韓家を調査。一一日戻る。「奏報由下游河工回省日期片」光緒を調査。一日戻る。「奏報由下游河工回省日期片」光緒を調査。○四一四○五百。○四十四○五百。<li
- 日)、『李忠節公奏議』一〇五一-一〇五五頁、『李秉衡口限期籌堵摺」光緒二三年二月初二日(一八九七年三月四東、高苑、博興、楽安などを経て海へ流れた。「奏凌汎漫東、高苑、博興、楽安などを経て海へ流れた。「奏凌汎漫す、深さ均しく二〇丈上下。郭宗寨大堤の残缺箇所から斉丈、深さ均しく二〇丈上下。郭宗寨大堤の残缺箇所から斉大。被害は小沙灘で寛さ二〇丈、胡家岸口門で寛さ四〇
- ○七九-一○八一頁、『李秉衡集』四三三-四三四頁。月一五日(一八九七年五月一○日)、『李忠節公奏議』一四月初九日(一八九七年四月一六日)、『李忠節公奏議』一○六八頁、『李秉衡集』四二七-四二八頁。 
  ○七九-一○八八頁、『李秉衡集』四三七-四二八頁。 
  ○七九-一○八一頁、『李秉衡集』四三三-四三四頁。
- 69〉「奏韓工暫請停辦摺」光緒二三年五月一七日(一八九九七年四月一六日)、『李忠節公奏議』一〇八三-一〇八九九七年四月一六日)、『李忠節公奏議』一〇八三-一〇八九68〉「奏陳韓工籌辦情形摺」光緒二三年五月初二日(一八

- 〈冗〉 北峰子では五、六丈、西灘では二十余丈、流れは旧盆る。内閣奉『上論档』二三冊、一〇九頁、資料番号41。頁、『李秉衡集』四三八-四三九頁。内閣も追認してい七年六月一六日)、『李忠節公奏議』一〇九〇-一〇九三
- 〈7〉 北峰子では五、六丈、西灘では二十余丈、流れは旧盆〈7〉 北峰子では五、六丈、西灘では二十余丈、流れは旧盆中四四○頁。
- 71 海へ。B:北峰の護荘埝から西灘(漫口地)を経て、辛荘⑴) 三方向の水は、A:南峰荘から双河東南を巻いて小寧 を確認した上で、正流を分割して新河に入れるといったプ の後、秋になると、A:西灘の口門が泥砂で塞がって北峰一○六−一一○九頁、『李秉衡集』四四七−四四九頁。こ 年六月初九日 (一八九七年七月八日)、『李忠節公奏議』 | ら小寧海へ流れた。「奏陳西灘北峰漫口情形摺」光緒二三 阜荘、南禹荘、辛荘を経て再び折れて南へ向い、楊家河 日)、『李忠節公奏議』一一五〇-一一五二頁、『李秉衡 ランを提示している。「奏請以北峰口門及陳荘新河為入海 ら海へ流れた。離任に際して秋沢の危険箇所、 へ流れ、楊家河を経て南に折れて二股に分かれ、絲網口 の流れを奪い七、八割が東へ。B:阜荘から南禹荘、辛荘 で会合して大流を成す。C:そこから東と北に分かれ、永 .摺」光緒二三年九月二九日(一八九七年一〇月二四 河槽の疎通 か か

- 一○九八頁、『李秉衡集』四四○-四四一頁。日(一八九七年六月一六日)、『李忠節公奏議』一○-
- 掲、佐藤公彦『義和団の起源とその運動』二○八−二○ 高まり、李秉衡に対して罷免を要求される。総理衙門から 高まり、李秉衡に対して罷免を要求される。総理衙門から 二三年九月に四川総督を補授する妥協案が下されるが李秉 二三年九月に四川総督を補授する妥協案が下されるが李秉 二三十一一三七頁、『李東衡程四川総督摺」光緒二三年 九月初九日(一八九七年一○月四日)、『李忠節公奏議』一 一三六一一一三七頁、『李東衡集』四六○一四六一頁。前 一三六十一一三七頁、『李東の運動』二〇八十二〇 後、独仏の外交圧力が 割士端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割士端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が 割土端の外交圧力が
- 〈74〉「奏預籌光緒二十三年黄河防汎経懇准照数撥用摺」光《24)「奏預籌光緒二十三年黄河防汎経懇准照数撥用摺」光

秉衡」。

九、三〇五頁。前掲、楊光「\*巨野教案、中的山東巡撫李

四六六一四六七頁。

「奏陳河工情形並報回省日期片」